

# 保育士特定登録取消者管理システムにかかる FAQ【第1版】

発出：令和6年2月13日

※本 FAQ とあわせて、「保育士特定登録取消者管理システム説明会資料」および「ID 登録の流れ」もご確認ください。

## <目次>

### 利用者情報登録について

- ・対象施設等について . . . . . P2
- ・電子フォーム申請について . . . . . P2
- ・ID 付与について . . . . . P3
- ・採用責任者について . . . . . P5
- ・メールアドレスについて . . . . . P7
- ・フォームの入力について . . . . . P8
- ・内容の変更等について . . . . . P10
- ・その他 . . . . . P11

### データベースの検索について

- ・検索方法について . . . . . P12
- ・検索対象について . . . . . P12
- ・幼保連携型認定こども園における検索について . . . . . P13
- ・罰則について . . . . . P13

## 【利用者情報登録について】

### （対象施設等について）

Q1. 「対象施設・事業一覧」にない施設は ID 付与の対象となりませんか。

A1. 対象施設・事業一覧に列挙している施設及び事業（以下、施設等という。）以外については、ID 配付の対象となりません。「対象施設・事業一覧」に挙げている施設等は、「利用者情報登録」を行って ID を取得していただき、データベースを活用していただくこととなります。

Q2. 保育士資格を基礎資格の一つとしている職（例：児童指導員など）を雇用する場合は ID 付与の対象になりますか。

A2. 保育士を基礎資格の一つにしている資格については、法令上、「保育士」を任命・雇用する場合に該当しませんので、ID 付与の対象外となります。

### （電子フォーム申請について）

Q1. 1月31日の説明会で、施設等がデータベースを利用するため、電子フォームにより「利用者情報登録」を行う必要があるとの説明がありましたが、電子フォームはどこを見れば分かりますか。

A1. 1月30日に都道府県及び指定都市宛て事務連絡を発出し、本年2月22日までに電子フォームにより「利用者情報登録」を行っていただくよう依頼をしており、その URL は事務連絡に記載しています。当該 URL からアクセスいただき、利用者情報登録をお願いします。

都道府県及び指定都市において、現在、都道府県等の所管課、又は市区町村の施設等所管課などを通じて、各施設等に対し、事務連絡を送付いただくようお願いしていますので、まだ、URL が確認できずに申請をお待ちの施設等に置かれましては、当該事務連絡が届くまで、少々お待ちください。

Q2. 説明会で私立用のフォームを選択した場合に、一度に入力できる施設数は35施設までと説明がありましたが、36施設以上ある場合はどうしたら良いですか。

A2. 施設数が36以上ある場合には、エクセルへの入力で申請を行うことができます。以下の URL より、必要情報を入力し申請してください。エクセルの様式を送付いたします。

エクセル請求用 URL : <https://forms.office.com/r/7UmgwAz86c>

Q3. 入力して送信したのですが、返信がありません。ID 等はいつ頃来るのでしょうか。

A3. 情報を入力後、問題なく送信されていれば登録は完了していますが、登録完了等をお知らせするメールは送信されません。なお、ID の付与は2月末から3月を予定しています。

Q4.利用者情報登録について、教育職員等を対象とする「特定免許状失効者等」に係るデータベースへの登録とは異なり、固定の IP アドレスなしで登録できますか。

A4.IP アドレスの登録をせず利用者情報登録をしていただけます。ご案内のとおり、利用者情報登録フォームよりご登録ください。ただし、ID を用いてデータベースに初めてログインをする際や活用の際に、利用開始後、前回、データベースを利用したパソコンと異なるパソコンであることをシステムが感知した場合、安全性の観点から、以下で述べる採用責任者に要求される確認コードの入力同様、パソコンの変更に伴う確認コードの入力が要求されます。したがって、データベースを利用する際にパソコンを変更した場合は、2段階の認証が求められることとなります。

### (ID 付与について)

Q1.現時点では保育士の採用の予定がありませんが、今後少しでも保育士を雇用する可能性があれば ID 付与の手続きを行った方がいいのでしょうか。それとも、保育士の採用を行うことが決まった時点で ID 付与の手続きを行った方がいいのでしょうか。

A1.「対象施設・事業一覧」に挙げている施設等については、ID 付与の手続きを行っていただく必要がありますので、令和6年4月1日以降、少しでも保育士を雇用する可能性があるようでしたら利用者情報登録をしておいていただき、必要な際にログインをお願いします。

近々に採用する可能性が無い場合は、保育士の採用を行うことが決まった時点で ID 付与の手続きをしていただくことでも差し支えありませんが、利用者情報登録から ID 付与までの間に一定の時間を要する場合があるため、保育士を任命・雇用するタイミングとの関係で、十分な時間的余裕を持ってご登録下さい。

Q2.①R6.4.1より、事業譲渡予定で運営会社を変更することとなりましたが、登録は4月1日時点の設置者や施設の内容で登録すればよいですか。

②R6.4.1より、施設タイプが変わります。4月1日時点の施設タイプで登録すればよいですか。

③令和6年4月1日開園の施設については4月1日以降に登録することになるのですか

④令和6年4月1日以降に新設される施設について、詳細が決まっておらず利用者情報登録ができないのですが、どのようにすればよいですか

A2.すでに4月からの事業者、施設形態が確定している場合で、採用責任者などの登録に必要な事項が決まっている場合については、4月からの情報での登録をお願いします。今回の情報登録のタイミングで登録してください。4月からの採用責任者が確定していない場合、現時点の採用責任者の情報で利用者登録、ID付与、ログイン登録を行った上で、新しい採用責任者が決定次第、利用者変更をシステム上行っていただくことができる予定です。また、追加の登録については別途お知らせいたしますので案内をもとに申請をお願いします。

Q3.公設民営の施設や、指定管理となっている施設、自治体から委託業者に委託しているなどの場合は、どちらに ID が付与されますか。また公立と私立のどちらのフォームに入力しますか。

A3.採用に係る責任の所在、いわゆる「採用責任者」が誰であることを明確にしたうえで登録をしてください。事業者が保育士を任命・雇用する場合には、事業者に ID を付与することとなりますので、私立用のフォームに入力してください。

Q4.採用責任者が PC を使用する業務を他の職員に一任している場合、ID はどちらに付与されますか。

A4.採用責任者に ID は付与されます。多要素認証によるログイン方式により、当該採用責任者のみがデータベースにアクセス可能となりますので、他の職員に PC 作業を一任している場合であっても、本データベースによる検索は、必ず当該採用責任者自身が行って下さい。

Q5.私は法人全体の常勤職員と自施設の非正規職員の採用事務を行っているので 1 人の人間が法人本部で常勤職員用の ID、施設で非常勤職員用の ID の 2 つの ID を取得することはできるでしょうか。

A5.原則として同一人物に 2 つの ID を付与することはできませんので、採用の範囲を明確にしてまとめた形で法人区分を選択いただき登録をお願いします。なお、問合せのケースでは、付与された 1 つの ID アカウントにより、法人の常勤職員と自施設の非正規職員の両方の採用予定者の検索が可能となります。

Q6.採用において、常勤職員の最終判断は法人本部の理事長等に権限があるものの、その前段階として施設長を含めた採用面接を経るため、法人本部にも施設にも採用業務にかかわる者がいます。その場合でも、ID が付与されるのは法人本部の採用責任者のみなのでしょうか。両方に付与されるのでしょうか。

A6.個別の判断となりますが、採用内定の判断を行う責任者を想定しているため、お尋ねの場合については、ID が付与されるのは法人本部の採用責任者のみです。実務担当者に ID 付与することはできません。

Q7.会計年度任用職員の採用時、実際の募集・面接・選考・決定を行う課と、雇用手続きを行う課が異なります。この場合の「採用責任」については、募集・面接・選考・決定を行う課にあると考えてよいでしょうか。また、雇用手続きを行う課が正規職員の採用を行っている場合、IDは2つ頂けると考えてよいでしょうか。

A7.会計年度任用職員については、募集・面接・選考・決定を行う課にIDが付与されます。正規職員については、「雇用手続きを行う課」が採用決定を行うのであれば、当該課にIDが付与されます。おたずねの場合、会計年度任用職員と正規職員で採用区分と採用責任者は明確に整理されていると考えますので、IDを2つ配付することとなります。

Q8.法人で1アカウントだと責任者の急な体調不良や不測の事態が起こった場合に確認できず、内定を出すことができなくなる。1日でも早く内定を出す努力をしているため、常態的には使用しないが緊急時のため採用責任者の上長にもアカウント発行できるようにしていただけないか。

A8.個人情報管理の観点から、1法人に1アカウントとしています。緊急時の場合は、システム上で代理の方を採用責任者とした情報の一時的な変更をしていただき、ご対応をお願いします。

Q9.人事担当が本務職員、一般任期付職員を採用し、育休任期付職員と会計年度職員は所管課それぞれで採用を行っています。この場合、所管課の採用区分は同じものですが、それぞれ登録は可能でしょうか。説明会では同じ任用区分にチェックを付けないよう説明がありましたが、問題ないのでしょうか。

A9.採用区分が同じでも、採用する施設について重複していなければ、それぞれ登録していただくことは差し支えありません。

### (採用責任者について)

Q1.採用責任者とはどのような者を想定していますか。

A1.民間施設においては、施設長又は施設長から権限を与えられた者を想定しています。また、公立施設においては、自治体の人事担当職員、具体的には人事課長などを想定しています。したがって、単に実務を担当している者が採用責任者となることは想定しておりません。

採用責任者は、ID付与時に不正利用をしないこと、パスワードを厳重管理すること、故意過失に関わらず情報漏洩が発生した際は、こども家庭庁への速やかな報告を行う等を遵守していただくこととなります。

Q2.採用責任者の氏名は必須か。人事異動があった場合、その都度変更が必要ですか。

A2.採用責任者の氏名は必須となります。採用責任者に変更があった場合はその都度、システム上で変更をしていただく必要がございます。変更操作については、別途マニュアル等でご案内します。

Q3.法人において、複数の異なる施設・事業を運営しており、その採用形態により、採用責任者が複数いる場合や、また、自治体において、正規職員と会計年度任用職員、など採用形態によって、本庁人事課が担当する採用区分と現課が担当する採用区分があるなどさまざまです。1つの法人や自治体等でも「採用責任者」が採用形態、採用区分に応じて、定められている場合は、それぞれの「採用責任者」を「利用者情報」として登録してよいでしょうか。

A3.1月31日の説明会資料 P21 以降にお示ししたとおり、各法人、施設及び事業所、並びに自治体において、採用形態がさまざまであると認識していますので、採用区分などを明確にさせていただいた上で、1つの採用区分で複数の採用責任者がいるなどの重複が無いようにしていただくことで、1法人・自治体に複数アカウントを付与することは可能です。「採用責任者」ごとに「利用者情報登録」をしてください。ただし、同一人物に複数のIDの払出はできません。

Q4.「採用責任者」として「利用者情報登録」を行う者は、人事課長等の他、実務者担当者などでもよいでしょうか。

A4.データベースを活用する者は、1月31日の説明会資料 P16 に「データベース利用者の義務」として記載していますが、これらを確実に遵守できる責任ある者である必要があること、さらに、扱う情報の特性を考えると、人事課長等の採用に関する権限を任命権者から付与されたものに限定する必要があります。

Q5.法人で一括採用しておりますが、同権限で採用担当者2名の登録が可能でしょうか。

A5.採用担当者ではなく、採用責任者を登録いただきますので、1つの採用区分において採用責任者を2名として登録することはできません。「採用責任者」として1名登録してください。

Q6.法人が2つ以上あり同一人物が採用責任者なのですが重複登録は可能ですか。

A6.一人の採用責任者が複数の法人を持つ場合でも、同一人物への複数のIDの払い出しはできませんので、利用者情報登録は重複しないように1回としてください。その場合の入力方法は、私立用フォームで法人区分を選択後、法人名と代表者名については「〇〇法人・□□法人」のように並列で入力していただき、住所についてはどちらかの法人の住所をご入力ください。また、フォーム中の「法人の所管施設について」の部分では、保育士を雇用する施設について、採用責任者となっている全ての法人の全ての施設について入力してください。

### (メールアドレスについて)

Q1.メールアドレスは必ず2種類登録しなければいけないですか。

A1.安全管理措置の観点と、活用目的が異なるため原則として2つ登録していただく必要がございます。

①第1メールアドレス：IDの送付先として設定していただくメールアドレス(市区町村とやりとりしている施設代表メールアドレス等)

②第2メールアドレス：利用者を限定するとともに安全管理措置の観点から、データベースに唯一ログインできる者(採用責任者)の個人として利用するメールアドレス(個人携帯や施設で利用している採用責任者固有のメールアドレス) ⇒多要素認証の確認の際に必要です

なお、第2メールアドレスとして、個人携帯など採用責任者固有のメールアドレスを登録いただきますが、登録いただく第1メールアドレス及び第2メールアドレスについては、「保育士特定登録取消者管理システム」においてのみ活用します。

Q2.利用者情報登録では、第1メールアドレス、第2メールアドレスとありますが、施設に1つのメールアドレスしかない場合、または、個人のメールアドレスしかない場合について、同じメールアドレスを入力することは可能でしょうか。

A2.上記 Q1 のとおり、原則としてメールアドレスについては、同一のメールアドレスとすることはできません。特に、第2メールアドレス(個人)は、個人情報保護の観点から、個人のみが使用できるメールアドレスが必須となります。ただし、第1メールアドレス(メールアドレス(施設代表))について所持していない場合は、例外的取扱いとして、第2メールアドレス(個人)と同一のアドレスとしても差し支えありません。

なお、第2メールアドレスは個人のみがログインできる、組織等で共有されていないもので、セキュリティが担保されているアドレスであれば差し支えありません。個人所有の携帯のアドレスを登録することも可能です。

重ねてとなりますが、第2メールアドレス(個人)に施設の代表メールアドレスを入れることは不可能ですのでご注意ください。

Q3.採用責任者の定期的な異動が想定される場合でも、第2メールアドレスは個人のメールアドレスによる登録が必要ですか。

A3.安全管理の観点から定期的な異動が想定される機関であっても、採用責任者のみが利用する個人固有のメールアドレス（必ずしも携帯のメールアドレスである必要はありません。）による登録が必要となります。採用責任者の変更の方法については別途お知らせいたします。

Q4.第2メールアドレスは採用責任者の個人固有のメールアドレスとのことですが、例えば本システム専用のアドレスを一つ作成し、採用責任者のみに引き継ぐといった、情報の秘匿性を確保した体制が構築できる場合は、それを第2アドレスとして登録することは可能でしょうか。

A4.第2メールアドレスは、必ずしも個人携帯のメールアドレスである必要はありませんが、個人固有のアドレスで利用者を特定するという点が担保されている必要があります。また、多要素認証の際に必ず必要となるものです。情報管理の観点等から採用責任者個人に紐づいたメールアドレスとしてください。なお、1つの個人メールアドレスを新旧の採用責任者で引き継ぐ場合、旧採用責任者が離任後以降、当該メールアドレスが慢性的に引き継がれることとなり、結果、データベースにアクセスできるリスクが生じるため、そのような運用は認められません。

Q5.地方自治体がID登録を行う場合、登録するメールアドレスは、LGWANのアドレスでも大丈夫ですか。

A5.LGWANのアドレスでも問題ありません。ただし、ID付与、確認コード等のメールはインターネット経由で送付されますので、受信可能な環境としていただきますようお願いいたします。また、システムへのログインもインターネット環境で行うこととなりますので、対応可能な環境としていただきますようお願いいたします。

Q6.IDの送付先については、施設のメールアドレスに送付されることはないという認識で間違いありませんでしょうか。

A6.IDの付与については第1メールアドレスに送信しますので、そのメールアドレスが施設のメールアドレスであればそちらに送付されることとなります。

### **(フォームの入力について)**

Q1.登録情報を入力しても、最終確認の画面が出てきません。

A1.確認の最終画面や、情報送信後の登録情報の確認はフォームの仕様上表示されませんので、送信前に十分、入力内容を確認のうえ登録してください。



Q2.法人が複数の施設等を運営しており、その施設等がいくつかの市区町村や都道府県にわたる場合、利用者情報登録はどのようにしたらいいですか。各市町村から依頼のメールに掲載されている URL をそれぞれに回答すべきでしょうか。

A2.複数の施設を持つ場合、施設名および所在市区町村名を入力いただく仕様にしてありますので、市区町村や都道府県をまたがって複数保育所を運営している場合でも1採用責任者が採用を行っている場合、利用者情報登録は1回としてください。ただし、利用者情報登録のための電子フォームは原則として各施設ごとに送付されますので、採用責任者が法人本部の場合、法人本部と各施設（電子フォームを受領した担当部署）が事前に連絡調整の上、施設宛てに送付された電子フォームから全施設分まとめて登録してください。市区町村ごとや都道府県ごとに区切って申請をすることがないようお願いします。

Q3.1 法人1施設で、法人での採用のため、法人で手続きしようとしたのですが、登録施設数が1つ（2つ目の施設がない）である場合、空欄のままではエラーとなってしまう、次へ進めませんでした。1法人1施設の場合は施設での登録が必須でしょうか。

A3.利用者情報登録フォームでも記載しておりますが、1法人1施設の場合は「施設」を選択いただき入力をお願いします。

Q4.1 法人1施設ですが、法人本部と事業所の住所が異なります。どちらの住所を入力すればよいでしょうか。

A4.どちらでも差し支えありませんので、適当な方をご登録ください。

Q5.設置者名とは理事長名との認識で宜しいでしょうか。

A5.認可を受ける際に設置者を登録しているかと思います。同様の情報をご登録ください。

Q6.法人本部が2か所に分かれている場合はどのように入力したらよいですか。

A6.法人本部が2か所に分かれている場合には、それぞれフォームを入力してください。（この場合は計2回）なお、登録にあたっては採用区分や地域などを明確にしたうえで1つの採用区分等で採用責任者が2人いるなどの重複が無いようにしてください。

Q7.正規職員の雇用は法人が行い、非常勤職員は各施設で行っている場合の入力の方法がよくわかりません。どうしたらよいのでしょうか。

A7.法人本部については法人区分でフォームを入力していただき、それに加え、各施設についてはそれぞれ施設区分を選択いただきフォームの入力をお願いします。なお、利用者情報登録のための電子フォームは、各施設に対して送付され、法人本部には送付されませんので、法人本部の採用責任者を登録する場合は、設置するいずれか1施設宛てに送付された電子フォームを用いて登録して下さい。

Q8.複数の採用責任者を登録したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか。

A8.採用責任者ごとにフォームを入力してください。

### (内容の変更等について)

Q1.今後、法人や施設の移転があった場合、登録後の住所変更等はできますか。

また、変更が承認されるまでどのくらい日数を要するのでしょうか。

A1.可能です。変更方法等については別途お知らせいたします

なお、変更についてはシステム上の承認などはありませんので、即時に行うことができます。

Q2.登録情報を誤ったまま送信してしまいました。設置者名の箇所を法人名ではなく、設置主体名で記載してしまいました。登録後の修正はできないとのことでしたが、どうしたらよろしいでしょうか。

A2.「利用者情報登録」後からIDの付与が行われるまで、登録した内容の修正はできません。設置者名等の訂正についてはID付与後、データベースにログインすることができるようになった際に修正をお願いします。変更方法については、3月中に別途お知らせします。なお、フォームでの再送信は重複登録となってしまいうため行わないでください。

Q3.年度替わりのタイミングなどで指定管理者(民間団体(NPO等))が変わった場合で、新しく指定管理者となった法人等が今回の利用者情報登録をしていなかった場合、手続等により新しくIDを付与できますか。

A3.指定管理者に変更が生じた場合等の新規IDの付与については別途お知らせいたします。

Q4.フォームの回答送信後のデモ画面に、「回答を保存して編集する」とありましたが、ここから編集して変更の申請や修正の送信が可能なのでしょうか。

A4.基本的には変更の修正はできませんがマイクロソフトのアカウントをお持ちの方のみ回答を編集することが可能です。

## (その他)

Q1.データベースを活用することが義務であるということは理解しましたが、ID付与対象施設の場合、利用者登録も義務になりますか。利用者登録を行わず、必要な時だけ検索を依頼することなどはできないのでしょうか。

A1.児童福祉法に記載のとおり、保育士を任命、又は雇用する者が当システムを使用することは、法定義務となっておりますので、実際に保育士を任命、又は雇用しようとするときまでに利用者情報登録してください。なお、今回の利用者情報登録の依頼は、本年4月からの運用開始に向け、対象の全施設に対し行っているところ、随時の申請については、施設等の確認などに時間をいただく場合がありますので、時間的余裕をもって依頼していただく必要があることご承知おきください。

Q2.対象施設が利用者登録を行ったかどうかの確認はされるのでしょうか。

A2.自治体を通じての確認を行う予定です。

Q3.施設でパソコンを所持しておりません。(市町村からの事務連絡も、現在全て紙媒体で行われています。)そのような場合は、どのように利用者登録すれば宜しいでしょうか。

A3.PC環境、インターネット接続、個人メールアドレスの取得が当該システムを利用する必須要件(個人メールアドレスに確認コードを送付するため、アドレスがなければそもそもログインできない)のため、ご対応をお願いします。児童福祉法に記載のとおり、データベースの活用は、保育士を任命・雇用する者の法令上の義務となります。保育士を任命・雇用する際に適切にデータベースの活用ができるようご対応いただきたいと思います。

## 【データベースの検索について】

### （検索方法について）

Q1.データベース検索は、氏名(漢字姓名)及び生年月日により行うこととされていますが、保育士登録番号による検索はできないのでしょうか。また、一度保育士登録が取り消され、再度保育士資格を取得し、保育士登録を行った場合、保育士登録番号が新たに付与されるが、過去の取り消し情報を検索することはできますか。

A1.データベースによる検索は、氏名（漢字姓名）及び生年月日により行うこととしており、保育士登録番号による検索はできません。（保育士登録を取り消された者が、欠格事由期間経過後の再登録や、再度、保育士資格試験を受験し保育士登録がされた場合、指定保育士養成施設を卒業し保育士登録がされた場合、取消時の保育士登録番号は引き継がれず、新たに保育士登録番号が付与されますので、特定登録取消者として登録取消となった保育士登録番号と新たに付与された保育士登録番号は一致しないこととなります。）

さらに、このような場合のほか、婚姻等により姓の変更があった場合は氏名(姓)が一致しないこととなりますが、欠格事由期間経過後の再登録や、保育士資格試験の受験要件や指定保育士養成施設への入学要件においては、高等学校等の卒業証明や施設等での勤務経歴の証明などが必要となり、保育士登録の際、本人の申告により改名前の旧姓が保育士証に併せて併記されるため、旧姓が確認可能となります。データベースの活用の際は、現在の氏名だけでなく、保育士登録証に記載されている旧姓等により検索することにより、より確実に特定登録取消者であるかどうか確認できることとなります。

### （検索対象について）

Q1.R6.4.1 より前にすでに採用している保育士もシステムで確認できますか。

また、R6.4.1 付け（R5 年度に内定）で採用する場合は検索する必要がありますか。

A1.すでに保育所等で勤務されている方はデータベース検索の対象外です。

また、令和6年4月1日から勤務を開始する方（採用内定行為を4月1日より前に行っている場合）はデータベース活用の対象外となります。これらの方は、法令上の「任命し、雇用しようとするとき」に該当しないこととなります。

### **(幼保連携型認定こども園における検索)**

Q1.特定免許状失効者管理システムは幼稚園教諭免許状、保育士特定登録取消者管理システムは保育士資格の登録取消情報を確認するシステムという認識であっていますか。幼保連携型認定こども園は両方の免許・資格を必要としますので両方のシステムで検索することになりますか。

A1.特定免許失効者管理システムは幼稚園教諭免許状、保育士特定登録取消者管理システムは保育士資格の登録取消情報を確認するシステムです。保育教諭については、両免許・資格を所持している必要があるため、特定免許状失効者管理システムと保育士特定登録取消者管理システムのそれぞれを確認する必要があります。

### **(罰則について)**

Q1.保育士採用の際に保育士特定登録取消者管理システムを活用しなかった場合に、なにかの罰則やペナルティは発生するのでしょうか。

A1.保育士を任命・雇用する際、データベースの活用は児童福祉法上の義務ではありますが、法令上の罰則はありません。